

限定管理市道等の維持管理基準

限定管理市道等の維持管理基準を次のように定める。

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号)第8条により認定された市道のうち、限定管理市道(深川市市道路線認定事務取扱要領(平成28年深川市訓令第25号)第2条第1項第3号に規定する路線をいう。)並びに農道線及び林道線(以下「路線」という。)の維持管理等について、法令に別段の定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この基準は、別表に掲げる路線について適用する。

(維持管理)

第3条 路線の維持管理は、通常の補修、砂利等の支給、砂利敷及び路面整正を行う。ただし、除雪は行わないものとする。

2 限定管理市道については、舗装新設及び側溝整備を行うことができるものとする。

3 路線のうち、他機関等に維持管理を委託又は助成するものについては、委託又は助成された内容に基づき他機関等が維持管理を行うものとする

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。